平成２９年（フ）第１３５１号
札幌市手稲区前田３条４丁目１番７―303号
債務者　山田　光平
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７号
静岡県駿東郡清水町徳倉1604番地の８　フジハイツ１Ａ、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉1619番地の１　コーポ渡辺Ａ
債務者　渡辺　雅也
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
静岡県駿東郡清水町徳倉1604番地の８　フジハイツ１Ａ、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉1619番地の１　コーポ渡辺Ａ
債務者　渡辺　静乃（旧姓池谷）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
静岡県駿東郡長泉町下土狩215番地の２　コトブキハイツ102号、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩370番地の１　ディアドール長泉705号
債務者　菅原　博之
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
静岡県沼津市西添町26番地の９　リバーコーポＡ205
債務者　森川真理子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
愛知県一宮市東五城字出先８番地１　出先ハイツ105号
債務者　長田　秀行
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１６７号
愛知県一宮市赤見４丁目４番８号
債務者　斉藤由希子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３０号
京都府福知山市字前田33番地　市営南佳屋野団地１棟106号
債務者　國屋　政雄
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
京都府福知山市厚中町107番地の１足立ビル303号、前住所京都府福知山市問屋町50番地の１メゾンホワイトⅡ207号
債務者　眞下　広子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第５４２号
大阪府富田林市木戸山町６番16号（305）
債務者　田中　　寿
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５６２号
大阪府藤井寺市沢田２丁目８番32―102号
債務者　安部眞由美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５６７号
堺市南区桃山台３丁２番１―1104号
債務者　花木比呂美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７１号
堺市堺区中之町東１丁２番９号　エイトコート宿院203号、前住所堺市堺区少林寺町西２丁２番６号　コーポフェニックス101号
債務者　佐藤　幸子（旧姓金正）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７４号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地（Ｅ棟609号）、前住所大阪府八尾市南本町５丁目３番１号　シャルム・メゾン201号
債務者　柿谷　圭祐
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８０号
堺市中区深井東町3182番地　ファミール・オークインＢ―103号、前住所堺市中区深井畑山町2500番地１　（２―604号）
債務者　前原　広作
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８３号
大阪府富田林市中野町２丁目７番15号
債務者　花岡　千恵
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５９１号
堺市北区新金岡町３丁８番２―1315号
債務者　田中　厳子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係